

大和市告示第64号

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第181号）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 生産設備 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定するものをいう。
- (5) 共同研究組織 市内に事業所を置く複数の中小企業者等により組織され、生活支援ロボットに関する研究、開発等を行う組織をいう。

第3条を次のように改める。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、国、他の地方公共団体その他の公共団体、公共的団体若しくは本市から補助事業に係る他の補助金等を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を補助の対象とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

- (4) 申請者の組織内容が確認できる書面（共同研究組織が申請する場合に限る。）

第7条中「大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付決定通知書」の次に「（以下「交付決定通知書」という。）」を加え、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に交付するものとする。ただし、生活支援ロボット関連設備導入事業に係る補助金については、当該補

助事業が申請のとおり完了したことを確認した後に提出される正当な請求書を受理した日から
30日以内に交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、同一年度内において1補助事業につき1補助対象者当たり1回限りとする。
第10条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。
別表中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表関係条文の欄を次のように改め、同表
を別表第2とする。

関係条文
第4条
第4条
第4条
第4条
第5条及び第8条
第6条
第6条
第7条
第7条

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
生活支援 ロボット 研究開発 事業	次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。 (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。 (2) 本市の市税等に滞納がないこと。ただし、滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない。 (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと（中小企業者が法人である場合は、当該法人の役員に暴力団員がいないことを含む。）。 (4) 神奈川版オープンイノベーションに参加し、かつ、応用開発ステージ等で採用された技術等を持つこと。	生活支援ロボットの研究開発に要する経費のうち、当該年度内に補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。 (1) 調査研究費用 (2) 実証実験費用 (3) 原材料費用 (4) 設計費用 (5) 加工製造費用 (6) その他市長が認めた費用	補助対象経費の3分の1の額以内とし、300,000円を限度とする。
生活支援 ロボット 関連設備 導入事業	次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。 (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。 (2) 本市の市税等に滞納がないこと。ただし、滞納があっても既に	生活支援ロボットの研究開発に関する5,000,000円以上の生産設備の導入に要する経費のうち、当該年度内に補助対象者が支払った	補助対象経費の額以内とし、500,000円を限度とする。

	<p>分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない。</p> <p>(3) 大和市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと（中小企業者が法人である場合は、当該法人の役員に暴力団員がいないことを含む。）。</p> <p>(4) 神奈川版オープンイノベーションに参加していること。</p>	費用とする。
生活支援ロボット共同研究開発事業	<p>次に掲げる要件を全て満たす共同研究組織とする。</p> <p>(1) 規約等を定めていること。</p> <p>(2) 役員等が選任されていること。</p> <p>(3) 構成員名簿を備えていること。</p> <p>(4) 事業計画書及び収支予算書を作成していること。</p> <p>(5) 構成員の中小企業者等が、大和市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと（中小企業者等が法人である場合は、当該法人の役員に暴力団員がいないことを含む。）。</p>	<p>生活支援ロボットの研究開発に要する経費のうち、当該年度内に補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 調査研究費用</p> <p>(2) 実証実験費用</p> <p>(3) 原材料費用</p> <p>(4) 設計費用</p> <p>(5) 加工製造費用</p> <p>(6) 普及啓発費用</p> <p>(7) その他市長が認めた費用</p>

備考 この表の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。